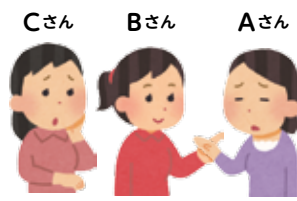


江東区

女性のなやみとDV相談より

身近な人からDV相談を受けたら...

Aさんが、友人のBさん、Cさんに家庭の相談をしています。みなさんはBさん、Cさん、どちらの意見に近いですか？



愛されている証拠？

Aさん..友だちとご飯に行ったり外出したりすると、夫から浮気を疑われて何度も電話がかかってくるし、LINEで「今いるところの写真を送れ」って言われるの。毎日のようにスマホチェックされて辛いんだよ。



Bさん..まさか、あんな温厚な人がそんなこと言うなんて信じられない。きっと愛されているんだよ。やましいことがないなら言われた通りにすればいいじゃない。それが嫌なら離婚しかないよね。
Cさん..それは「愛」かな？ 写真の要求もスマホチェックも愛じゃないように感じるな。離婚ってそんなに簡単に決められないと思うけどな...

「ごもも傷ついて」

Aさん..最近、子どもが学校で友だちを叩いてしまったみたいで、学校から電話があったの。こどもに理由を聞いても何も答ええないし。先生から、うちの子の言葉が乱暴で、友だちとトラブルになったときに暴力的な方法で解決することが多いように思うけど、家庭で何かありましたか？って聞かれて...。夫が頻繁にこどもの前で私を怒鳴ることが関係しているのかな...



Bさん..夫婦喧嘩なんてよくあることじゃない！うちもしょっちゅうよ。こどもの喧嘩に親が口だささないの！
Cさん..ご主人がこどもの前でAさんを怒鳴るのは喧嘩じゃなくて暴言じゃない？その様子を見て、おこさんも傷ついているのかもしれないね。

暴力は愛ではありません

2つの会話ですが、どう思いましたか？ どちらも家庭内のことで、他の家庭とは比べ難かったり、家庭のルールとして当たり前になっていることがあるかもしれません。

Aさんの夫からの写真の要求やスマホチェックは「愛」ではありません。いずれも精神的DVにあたります。Bさんは夫の行動が嫌なら、離婚するしかないと言っていますが、安易に離婚を勧めると、Aさんは「離婚」の選択をしない自分を責めてしまうかもしれません。

「ごもも目の前のDVは心理的虐待にあたります」

Bさんは「夫婦喧嘩」と言いましたが、Cさんは「暴言では？」と言っています。対等な夫婦関係であれば、互いに意見をぶつけあうことで解決策などを見出すことができます。しかし、一方的な意見の押し付けや怒鳴るような言いは、精神的DVです。また、こどもの前でDVを見せることは心理的虐待にあたります。Cさんが言うようにDVを目撃したこどもの心は傷ついています。また、こどもは家庭の中で暴力を用いた問題解決を学び、それが学校での問題行動を引き起こしている可能性があります。

身近な人からDVを相談されたら

①相談者の話を否定せずに、そのまま聞きましょう。

②加害者の行動がDVに当たること、専門の相談機関(警察も含む)があることを伝え、ひとりで抱え込まないようにしましょう。

③安易に離婚を勧めたりせず、本人がどうしたいのか、どういう気持ちでいるのかを聞きましょう。

専門機関にご相談を

被害当事者にとってDVの知識を持つ人が身近にいることは心の支えになることがあります。相談を受けた人もDV被害を受けているかもしれないと思った人も、ひとりで抱えるのではなく、ぜひ専門機関に相談してください。



DVチェックリスト

経済的暴力

- 必要な額の生活費を渡さない
- 出費を細かくチェックする
- 家の財産を知らせない
- 仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
- 浪費・借金をする
- あなたの名義で借金をさせる

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 性的な映像を見せる

精神的暴力

- 自分の思い通りにならないと、不機嫌になる
- 見下したり、人格を否定することを言う
- あなたをダメな人間だと思わせる
- 一方的に自分本位で物事を決める
- 無視する
- 事実を捻じ曲げたり矮小化して、混乱させる
- ひどい嫉妬をして、あなたを責める
- あなたが実家に行くことや、友だちに会うことを嫌がる
- 何時間も説教し、眠らせない
- 自分の失敗や様々な問題を、あなたのせいにする
- 大切にしている物を壊す
- ふた言目には、「離婚だ」と言う(脅し)
- 「自殺する」と脅す
- 「妻(又は女性)の仕事だ」と決めつける

あなたの夫

親密な関係にある人は...

江東区の相談窓口

江東区女性のなやみとDVホットライン ※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月~土(9:00~17:00)木のみ20:00まで

江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約) ※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月~土 時間は予約時にご確認ください。保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約)

江東区女性のための法律相談(要予約) ※祝日・年末年始を除く
☎5683-0341 (男女共同参画推進センター) 第1~3水(13:00~16:00)
保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約) / 女性弁護士が法的な問題にアドバイスします。

保護第一課(深川地区及び東砂6~8丁目、南砂、新砂にお住まいの方)
☎3645-3106 月~金(9:00~17:00) ※祝日・年末年始を除く

保護第二課(亀戸、大島、北砂、東砂1~5丁目、新木場、夢の島、若洲にお住まいの方)
☎3637-2707 月~金(9:00~17:00) ※祝日・年末年始を除く

他機関の相談窓口

- 性暴力救援ダイヤルNaNa (SARC東京) ☎5607-0799 (24時間365日)
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援
- 東京ウイメンズプラザ ☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00~21:00)
- 東京都女性相談センター ☎5261-3110 土・日・祝日・年末年始を除く(9:00~20:00)

女性の人権ホットライン ※祝日・年末年始を除く
☎0570-070-810 (法務省人権擁護部) 月~金(8:30~17:15)

DV相談ナビ 発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。*ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

夜間・緊急時 ■ 警察(事件発生時) 110番

サイバー犯罪被害相談窓口

- 警視庁 サイバー犯罪対策課 ☎3431-8109 土・日・祝日・年末年始を除く(8:30~17:15)
- 違法・有害情報の通報先 セーフライン <http://www.safe-line.jp>
- リベンジポルノ被害にあわれたら <http://www.safe-line.jp/against-rvp/>

